



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

|      |                               |                |
|------|-------------------------------|----------------|
| 1250 | 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請           | (県民生活課)..... 1 |
| 1251 | 〃                             | ( 〃 )..... 1   |
| 1252 | 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定 | (薬務課)..... 2   |
| 1253 | 農用地利用配分計画の認可の申請               | (経営支援課)..... 2 |
| 1254 | 道路の位置の指定                      | (都市政策課)..... 3 |

### ○ 公告

|  |             |                |
|--|-------------|----------------|
|  | 争議行為を行う旨の通知 | (労働政策課)..... 3 |
|  | 〃           | ( 〃 )..... 4   |

## 告 示

### 和歌山県告示第1250号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年12月21日まで縦覧に供する。

平成27年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成27年10月21日

#### 2 名称

特定非営利活動法人紀伊の風

#### 3 代表者の氏名

岩橋杉子

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市小野田1633番地の13

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民、保健医療福祉等専門家に対して、自己向上の為の公開セミナーや技術研修、人材育成等に関する事業を行い、豊かな生活の向上に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1251号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年12月21日まで縦覧に供する。

平成27年11月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 申請年月日

平成27年10月21日

## 2 名称

特定非営利活動法人橋本コンディショニング・コーディネーション・クラブ

## 3 代表者の氏名

岸田昌章

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市橋谷859番地の39

## 5 定款に記載された目的

この法人は、主に小中高生や一般社会人に対して、運動能力と健康状態の維持、向上を目指して、トレーニングやコンディショニングの普及に関する事業を行うことで、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに貢献し、もって国民の健康福祉の向上に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1252号**

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成27年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 知事監視製品

- (1) 被包に次の写真に示すとおり表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 被包に次の写真に示すとおり表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 被包に次の写真に示すとおり表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 被包に次の写真に示すとおり表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 被包に次の写真に示すとおり表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「秘密」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「悟」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「禅」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「BLIZZARD」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE FLASH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、容器に「Max Air Gus」と表示のある製品であって、その内容物が液体又は気体のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

## 3 施行期日

平成27年11月4日

**和歌山県告示第1253号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管

理機構から平成27年10月22日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年11月17日まで縦覧に供する。

平成27年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 農用地利用配分計画の番号 | 賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番 |
|--------------|---------------------|
| 平成27年度第43号-1 | 日高郡日高町原谷字岩ノ谷68-1外1筆 |
| 平成27年度第43号-2 | 日高郡日高町志賀字大原2295-11  |
| 平成27年度第44号-1 | 日高郡由良町門前字松尾坪158外4筆  |
| 平成27年度第44号-2 | 日高郡由良町門前字太田坪341-1   |
| 平成27年度第44号-3 | 日高郡由良町衣奈字栗飯谷口222-2  |

和歌山県告示第1254号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指定番号 | 指 定 位 置            | 申 請 者<br>住 所<br>氏 名       | 指定年月日        | 道 路         |             |
|------|--------------------|---------------------------|--------------|-------------|-------------|
|      |                    |                           |              | 幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル |
| 3326 | 田辺市秋津町字西八町261番1の一部 | 愛知県名古屋市緑区桶狭間上の山2017番地坂口和也 | 平成27. 10. 22 | 4. 45       | 6. 83       |
|      |                    |                           |              | 4. 50       |             |
|      |                    |                           |              | 4. 50       | 52. 71      |

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長長谷英史から平成27年10月23日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成27年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成27年11月6日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山生協病院、おおみや診療所、生協中之島、生協芦原診療所、生協こども診療所、和歌山生協病院附属診療所、河西診療所、訪問看護ステーションレインボー、在宅介護支援センター和歌山生協病院、訪問看護ステーション生協みなみ、海南・海草総合介護支援センター「げんき」、わかやま虹の会特別養護老人ホームわかば、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、松寿苑、和歌山県民総合健診センター、和歌山県赤十字血液センター田辺出張所、済生会有田病院及びライフケア有田の和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長近藤紀子から平成27年10月23日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成27年11月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成27年11月6日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。